

軽自動車税の減免の範囲について

1. 身体障害者手帳をお持ちの方

障 害 の 区 分		障 害 の 級 別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
音声機能又は言語機能障害		3級（喉頭摘出に係るものに限る。）
上肢不自由		1級及び2級
下肢不自由		1級から6級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳児期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害		1級、3級及び4級
じん臓機能障害		1級、3級及び4級
呼吸器機能障害		1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級及び4級
小腸機能障害		1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
肝機能障害		1級から4級までの各級

2. 戦傷病手帳をお持ちの方

障 害 の 区 分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能又は言語機能障害	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭部附出に係るものに限る。）
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第5項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第5項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第5項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第5項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第5項症までの各項症
肝機能障害	特別項症から第5項症までの各項症

3. 療育手帳をお持ちの方 ㊤（㊤の1、㊤の2）又はAの1の方、あるいはAの2で、音声・言語又は上肢の機能障害があり、障害者手帳に「3級」と記載されている方

4. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 手帳に「1級」と記載されている方